

# いじめ対応マニュアル



令和6年度  
長野県坂城高等学校

# いじめ防止基本方針

長野県坂城高等学校

## I いじめ防止対策の基本の方針

### 1 「坂城高等学校いじめ防止対策」の目指すもの

坂城高等学校教職員（以下、本校職員と表記）は生徒の学力向上・進路実現・健全育成等の諸課題に対応するため、教育の質的向上を目指している。その中核にあるのが安全で安心な学校づくりである。

もとよりいじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どこの学校でも・どの生徒にも起こり得る事案である。この点において生徒の多様化が進む中、坂城高等学校においてもいじめを生み出す危険を絶えず内包し、職員の見落としや油断が問題をより深刻なものに発展させかねない状況にあると言える。

本校職員は地域と社会に貢献する人材育成のため、その基盤となる心の通う人間関係が構築できる社会性のある者に育てるため、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に「安心して学べる環境と集団作り」を実践するとともに、家庭・地域と連携し継続的にいじめの未然防止・早期発見と早期対応に取り組む所存である。

### 2 坂城高等学校的いじめ防止に関する基本的な考え方

すべての人間集団はトラブルの危機を内包する。それが成長途上にある生徒の集団の場合は猶更である。学校づくり、とりわけ集団づくりにおいて大切なことは、このトラブルがいじめに発展しないように成熟した心を持つ生徒を育むことである。

そのために本校職員は「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方を基盤に据えて教育活動に当たることとする。

加えて、これまで本校が取り組んできたキャリア教育による自己理解・他者理解を深めるための活動と連動して求められる力を育成していく。

#### ○「いじめを生まない土壤づくり」三つの視点

- (1) 生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、豊かな情操や道徳心を育て、互いの人格を尊重し合う態度と心の通う人間関係を構築する能力を高める。
- (2) 学ぶ楽しさを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習できる学習環境づくりを心がける。

(3) いじめを行う背景にも着目しストレスに適切に対処する力を育むとともに、自己有用感・自己肯定感を得られる集団づくりを進める。

○いじめ未然防止に向けて

(1) 早期発見

いじめは、その兆候に早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。すべての人が連携し「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の様子に目を配ることが大切である。その際、いじめは周囲には分かりにくい形で行われやすいことを認識し、ささいな兆候でも軽視せず、早い段階から適切に関わる必要がある。一人だけで判断せず、「報告・連絡・相談」により複数の目で判断することも重要である。

また、いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知などにより、生徒がいじめを訴えやすい状況を整え、地域や家庭と連携して生徒を見守る体制づくりが大切である。

(2) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為の発見・情報入手の場合は、必ず速やかに組織で対応する。また、このような場合の対応について、平素から職員の共通理解を深め体制の整備を図る。

いじめが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しても事情を確認し適切に対応する。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談を行うとともに、事案に応じて関係機関との連携を図る。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止のためには、社会全体で生徒を見守り、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが必要である。

日頃から生徒に多くの地域住民が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあり、学校内外で生徒と地域住民が接する取組を大切にしていきたい。

また、いじめ問題への対応には関係機関との連携が必要であり、平素から情報の共有を図りたい。

### 3 いじめ問題の理解

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第一章第二条）

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。

#### (2) いじめの基本認識

- ① 「いじめは人として絶対許されない」  
⇒人権や生命に関わる重大な問題である。
- ② 「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」  
⇒だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- ③ 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」  
⇒いじめられたとする生徒の心理面を重視する。

#### (3) いじめの様態

- ①物理的いじめ
  - 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど（遊ぶふりの場合も含む）
  - たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
  - 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど
- ②心理的いじめ
  - 言葉 : 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
  - 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
  - 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷・画像流出など

いじめの中には、犯罪として取り扱われるべきもの、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものなど、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合もある。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### (4) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた生徒の立場に立ち、特別支援教育委員会を中心に複数の教員で行う。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとも軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、その被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

《以下の点に配慮する。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察し、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し適切に指導する。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかった場合、そのことを十分加味し対応する。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握できず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

#### (5) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するためには、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取ることが大切である。

##### ア いじめの背景

- ・地域社会においては、直接的な人間関係が薄れ地域の活動に参加する機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・家庭においては、心のふれあいの時間が減少し、基本的な生活習慣など躰が十分になされていないため、相手を思いやる気持ちや「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。
- ・学校においては、生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。
- ・生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない、解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまう。

##### イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。

また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立して

いるのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

#### ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとすること、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

## II いじめの防止等のための取組み

### 1 特別支援教育委員会の位置づけ

(1) 構成員 8名

内訳 ・教育相談係(1) ・生活指導主任(1) ・各学年主任(3)  
・養護教諭(1) ・教頭(1) ・スクールカウンセラー(1)

(2) 役割

#### ○学校のいじめ防止対策の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケートを各学期末に行い、取組の見直しを行う。

#### ○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

#### ○いじめの早期発見、早期対応

- ・いじめに関する情報を集約し、情報の共有を図るため定期的に会を招集する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

#### ○いじめが起きたときの対応

- ・II-2 (3) 参照

#### ○本校職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

### 2 いじめの未然防止・早期発見の取組

## (1) いじめの未然防止の取組

学校教育全体を通し、いじめの起きにくい学校づくりを図る。

### ①授業の充実

- ・わかる授業を開拓し、学習内容の定着を図ると共に生徒が主体的にかかわり学ぶ楽しさを実感できるようにする。
- ・「授業の約束」が定着できるよう指導の統一を図り、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・ポートフォリオ形式の授業を進め、学習のめあてや達成度が実感できる授業づくりに取り組む。

### ②キャリア教育の充実

- ・「3Cでいこう」で示した目標に沿った系統的なキャリア教育により、社会的な自立を目指した能力を育成する。
- ・体験的な学習を通してコミュニケーション能力を養い、「自己理解」「他者理解」を深めることができるようとする。
- ・自己の学習の振り返りとなる「体験発表会」や文化祭での発表などにより、仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるようにする。
- ・おもな体験的学習  
校外学習（1年） ソーシャルスキルトレーニング（1年）  
企業学習会（1年） インターンシップ・オープンキャンパス、文化祭での発表、  
事後学習（2年） 修学旅行（2年） 坂城学発表会（1・2年）  
進路個別面接（3年）

### ③行事の充実

- ・生徒が自己肯定感や達成感・感動・人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取組めるように支援する。
- ・地域と連携した行事や貢献活動により多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

### ④「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・年度当初、プリントによるお知らせやPTA総会等を活用し、「いじめは絶対に許さない」とする学校の姿勢やいじめ防止に関する考え方の周知を図る。
- ・生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

### ⑤生徒会活動の充実

- ・生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。

- ・生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

#### ⑥本校職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を、職員会の冒頭の時間帯を使い各学期複数回行う。
- ・授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる学校づくりを図る。
- ・職員自身の人権感覚の向上を図る。
- ・職員相互の授業公開を進め人権の視点からも授業を振り返る。

### (2) いじめの早期発見の取組

#### ①日常活動における早期発見

- ・本校職員が生徒と過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察し声掛けを行う。
- ・生徒の気持ちの変化を把握し心に寄り添うように指導する。また、保護者の意識や考え方を把握する。
- ・生徒が日頃の悩みや相談を直接伝えられる機会を設ける。(定期的なアンケート実施、面談週間等)

#### ②相談体制の充実

- ・生徒相談室を設置し、教育相談係が随時生徒や保護者の相談に応じる。
- ・特別支援会議を定期的に開催し、生徒の状況の把握と必要となる支援について検討する。
- ・教室のユニバーサル化や授業の構造化などに取り組み、すべての生徒が安心して学校生活を送れる環境の整備を進める。
- ・外部機関（N P O 法人や市町村機関など）との連携を深める。
- ・いじめの可能性について情報を得た場合は、特定の職員が一人で抱え込むことなく、特別支援教育委員会が情報を把握し、生活指導係と相談室が協力して適切に対応を進める。

#### ③アンケート調査、その他

- ・特別支援委員会が作成したアンケートを、各学期に一回実施する。
- ・上記のアンケート以外にも、必要に応じてアンケートや個別の聞き取りを実施し学校の状況を把握する。
- ・家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。
- ・学校のいじめ問題に対する取り組みに関して、学校評議員会に報告し評価を求め、その結果を次年度の活動計画に反映させる。また、評価の結果については家庭を地域に公表する。

### (3) いじめが起きた時の対応

○いじめ事案が発生した場合は、以下の点に留意しフローチャートのように対応する。

- ・いじめ発見、通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。そして、情報を速やかに特別支援教育委員会に集約する。

- ・全体像の把握（事実確認）

特別支援教育委員会が指導体制を決定する。

関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が分担して速やかに生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。

事実関係が明らかになつたら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

- ・いじめられた生徒又は保護者への支援

「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたうえで気持ちに寄り添つた親身な支援をする。

安心して学習やその他の活動に取組むことができるような環境を整える。

(一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討)

- ・いじめた生徒への指導と保護者への助言

いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。

問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるよう指導する。

いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長を促す。

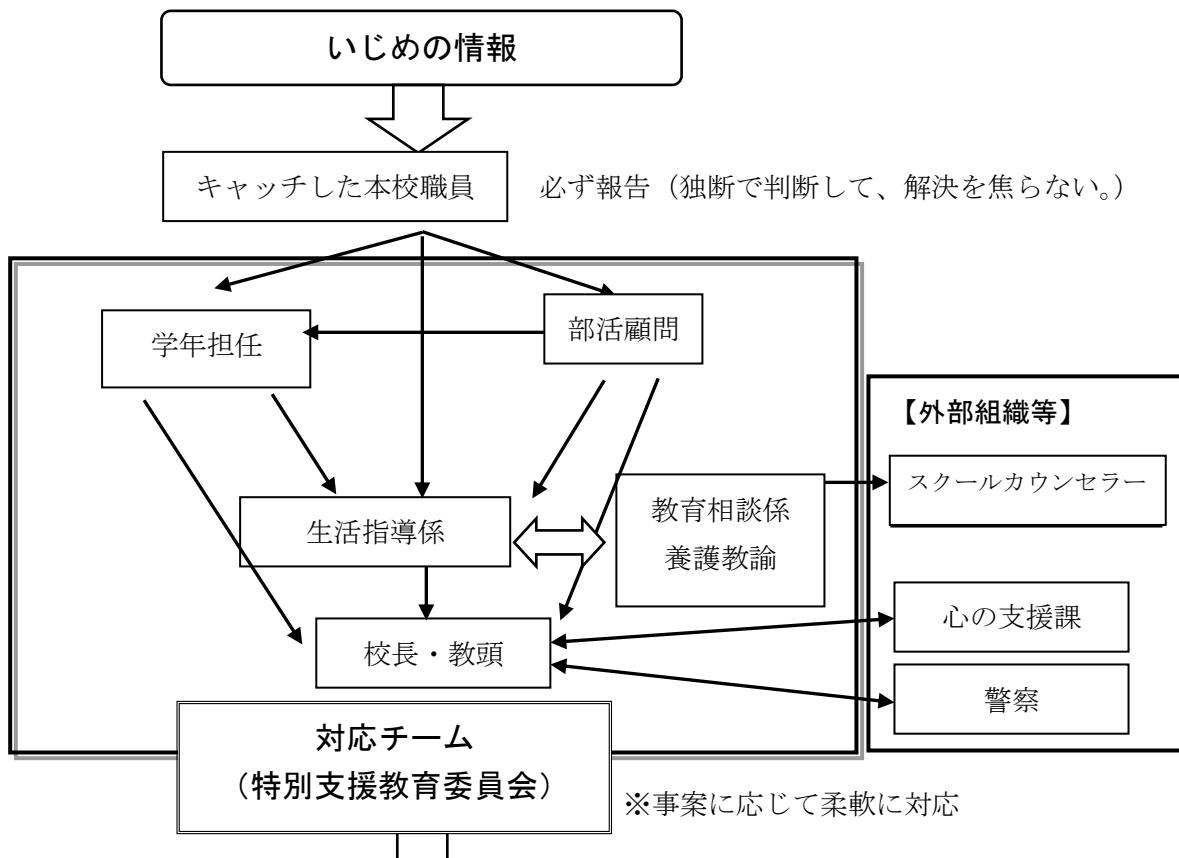
- ・いじめが起きた集団への指導

いじめを見ていた（知っていた）生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるよう伝える。

はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。

集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

## 〈いじめ対応フローチャート〉



□情報の整理（いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴）

□対応方針

- ・緊急度の確認（「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認）
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認

□役割分担（事情聴取にあたる者、保護者への対応者等）

### 正確な実態把握

□事実の究明（関係生徒、周辺の生徒からの聞き取り、記録。）

□情報の整理（ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。）

### 指導・支援

□被害生徒への対応とその保護者との連携

□加害生徒への対応とその保護者との連携

□観衆的立場・傍観的立場の生徒への対応とその保護者との連携

### 継続的な支援

□形式的な問題解決にならないよう継続的に指導や支援をおこなう。

## ○インターネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめが生徒や保護者からの相談により発見された場合は、生徒へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐため以下の点に留意しフローチャートのように対応する。

- ・生徒の情報端末機器所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、本校職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するよう努めることとする。
- ・未然防止の観点から生徒に対し情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても講演会による啓発を行う。(年度当初実施)
- ・日頃から生徒間の情報に注意するとともに、県教育委員会のネットパトロールを利用して、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。
- ・ネット上のいじめには次のようなものがある。

### 〈掲示板・ブログ・SNSでのいじめ〉

掲示板等への誹謗・中傷の書き込み

電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載なりすまし活動

### 〈メールでのいじめ〉

誹謗中傷のメールを繰り返し送信

「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信

「なりすましメール」で誹謗・中傷

グループ内での仲間はずし、悪口や不適切な画像を送信

- ・ネット上でのいじめの特徴としては、次の点をあげることができる。

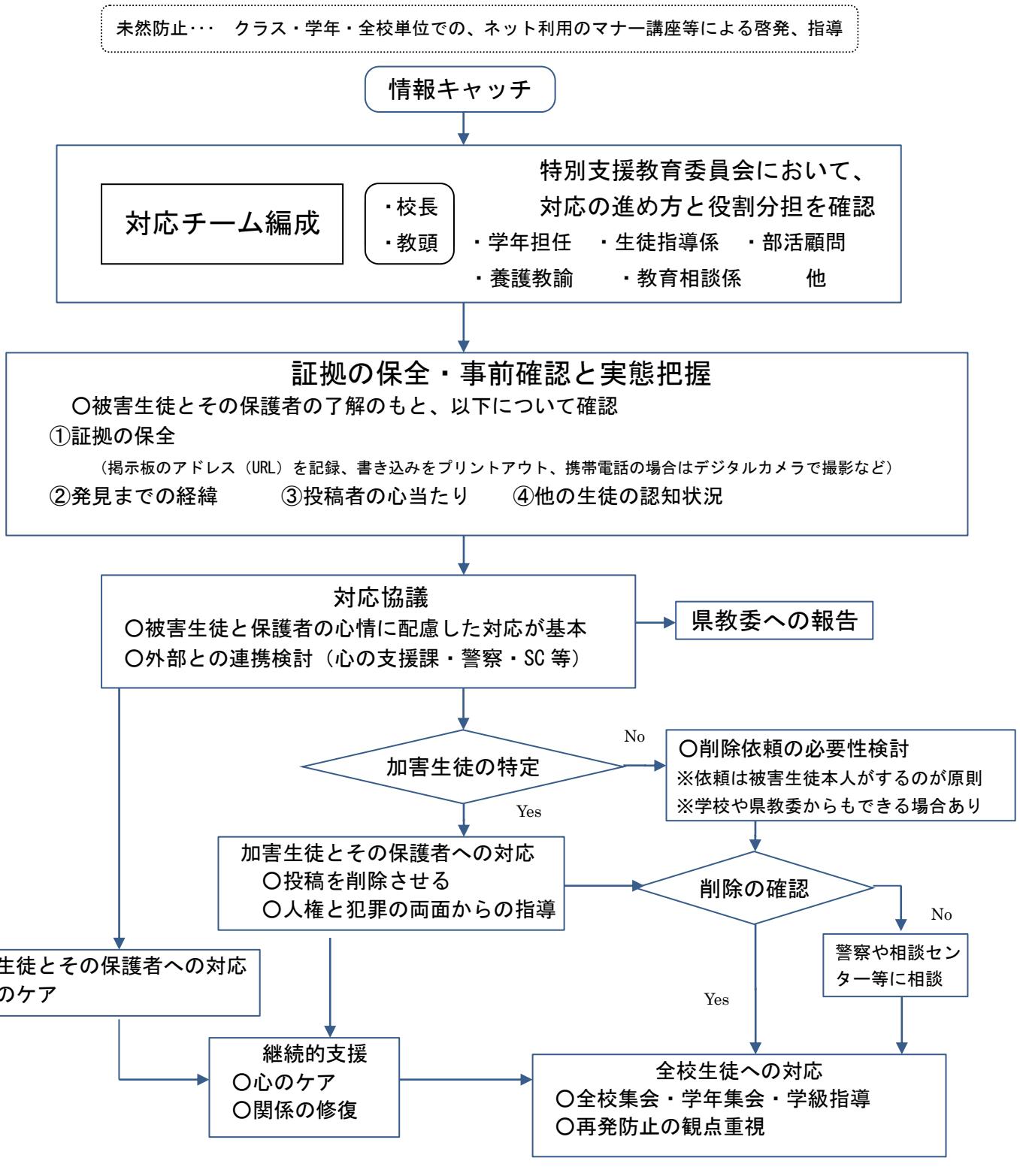
不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にもなる。

インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

○「ネットいじめ」対応フローチャート



相談窓口

○長野県警生活安全部生活環境課  
サイバー犯罪対策室 026-233-0110

○地方法務局「子どもの人権 110 番」  
0120-007-110

○違法・有害情報相談センター  
(<http://www.ihaho.jp/>)

○心の支援課  
026-235-7436

## 「削除依頼」と「削除の確認」について

### 1 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

### 2 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合は、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

### 3 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

## ○関係機関と連携した取組

いじめ対応フローチャート・ネットいじめ対応フローチャートにあるように、外部と連携を図るために、次のことを行う。

①年度当初、特別支援教育委員会の生活指導担当者が、警察や児童相談所と窓口交換をする。

②アンケートの結果をもとにして、必要な場合は外部との連絡会を行う。

③生徒が地元の行事に参加し、地域住民と接する機会を設ける。また、授業を地域住民に公開し、客観的な視点で生徒の様子を見て気になった点があれば、知らせてもらう。

## （4）重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

### ① 重大事態とは

・いじめにより坂城高等学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより坂城高等学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、

生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

② 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する

③ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。

・速やかに特別支援教育委員会を中心とした「危機対応チーム」を立ち上げる。

・関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。

・関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

・事実関係を明確にするための調査を行う。

④ 調査委員会の設置

・速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。

・調査の母体は特別支援教育委員会とし、事態の性質に応じて専門家を加える。その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

・組織の構成にあたっては、公平性、中立性、客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

⑤ 調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や本校職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査

について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や本校職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

#### ウ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」

(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」(県教育委員会)を参考として実施する。

#### エ 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

- ・情報提供にあたっては、次の点に留意する。

いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。

他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

- ・調査結果の報告にあたっては、次の点に留意する

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

#### オ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

## (6) 学校として特に配慮が必要な生徒

以下のような学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む障がいのある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

## (7) いじめ防止等の取組の年間計画

		未然防止	早期発見	啓発行事	委員会
1 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・オリエンテーション（1年）</li><li>・学年集会（1年）</li><li>・学年目標決定（2、3年）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・三者面談（3年）</li><li>・個別面談（1, 2年）</li><li>・特別支援会議</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新入生対面式（生徒会）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「特別支援教育委員会」組織会議</li><li>・いじめ防止対策計画立案</li><li>・学校評価観点作成</li><li>・「注意を要する生徒一覧」提示（相談係）</li></ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ソーシャルスキルトレーニング（1年）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別支援会議</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA 総会での説明</li></ul>	アセスアンケート①
	6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・校外学習（1年）</li><li>・保護者への周知・情報収集（面談）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別支援会議</li></ul>		アンケート①報告

2 学 期	7月	・全校集会「夏季休業中の生活心得」 ・就業体験事前学習	・三者懇談会 ・特別支援会議		生徒保護者対象授業アンケート
	8月	・インターンシップ・オープンキャンパス(2年)	・特別支援会議	・文化祭	
	9月		・特別支援会議		アセスアンケート②
	10月	・修学旅行(2年)	・特別支援会議	・クラスマッチ	アンケート②報告
	11月	・企業学習会(1年)	・特別支援会議	・人権学習(映画等)	
3 学 期	12月	・全校集会「年末年始休業中の生活心得」	・三者懇談会 ・特別支援会議		生徒保護者対象授業アンケート・学校評価
	1月	・坂城学発表会(2年)	・特別支援会議		アセスアンケート③
	2月		・特別支援会議		アンケート③報告
	3月	・全校集会	・特別支援会議	・予餞会(生徒会)	・まとめ、次年度計画作成